

児童手当の手続きはお済みですか？

児童手当は、中学校修了前(15歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育しているかたに支給されます。
現在、受給していないかたで、支給対象に該当する場合は、子育て支援課(公務員のかたは勤務先)で手続きをしてください。

支給金額 所得制限限度額(※) 未満の場合

- 3歳未満…15,000円
- 3歳以上小学校修了前…【第1・2子】10,000円
【第3子以降】15,000円
- 中学生…10,000円

支給時期 年3回、2月・6月・10月の各月5日にそれぞれの月の前月分まで(4か月分)がまとめて支給されます。

現況届 児童手当を受給中のかたは、毎年6月に現況届の提出が必要です。提出がない場合は、6月分以降の手当が受けられなくなります。

所得制限限度額(※) 以上の場合

『特例給付』として支給します。

- 年齢に関係なく児童1人当たり…5,000円

所得制限限度額表

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

注1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいるかたの限度額(所得額ベース)は、上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額
注2) 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、5人を超えた1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度をご存じですか？

児童扶養手当

父母の離婚や死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子ども(18歳になった日以後の最初の3月31日まで。また、一定の障がいがある場合は20歳まで。)を育てているかたや、子どもを育てている父または母に一定の障がいのあるかたに支給されます。

但し、次のような場合は、手当を受けられません。

- ・ 手当額を超える公的年金(老齢福祉年金を除く。)を受けることができる場合
- ・ 子どもが児童福祉施設等(母子生活支援施設などを除く。)に入所している場合

支給金額 (令和2年12月現在)

子どもの人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)
1人の場合	43,160円	43,150円～10,180円
2人目加算額	10,190円	10,180円～5,100円
3人目以降加算額	6,110円 (1人につき)	6,100円～3,060円

支給時期 申請した月の翌月分から対象となり、**1月**(11月、12月分)、**3月**(1月、2月分)、**5月**(3月、4月分)、**7月**(5月、6月分)、**9月**(7月、8月分)、**11月**(9月、10月分)、に2か月分ずつ支払われます。

特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障がいのある子どもを育てているかたに支給されます。

但し、次のような場合は、手当を受けられません。

- ・ 子どもが障がいによる公的年金を受けられる場合
- ・ 子どもが児童福祉施設等に入所している場合

支給金額 (令和2年12月現在)

障害の状態	月額(1人当たり)
1級(重度)	52,500円
2級(中度)	34,970円

支給時期

申請した月の翌月分から対象となり、4月(12～3月分)、8月(4～7月分)、11月(8～11月分)に4か月分ずつ支払われます。

☆所得制限について

申請するかたやその配偶者及び同居等生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、支給額がかわります。

ひとり親世帯臨時特別給付金の申請はお済みですか？

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育ての負担の増加や収入減少など、困難な状況にあるひとり親世帯を支援するため、臨時特別給付金を給付しています。

次の給付を希望するかたは、2月28日(日)までに申請してください。

- 令和2年6月分の児童扶養手当受給者を対象とした追加給付
- 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていないかた(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回るかたに限る。)を対象とした基本給付及び追加給付
- 新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、児童扶養手当を受給しているかたと同じ収入水準になっているかたを対象とした基本給付



支給金額

- 基本給付 1世帯5万円
(第2子以降1人につき3万円を加算)
- 追加給付 1世帯5万円

支給時期 申請月の翌月

URL <http://www.city.shiraoka.lg.jp/14067.htm>